

18 水俣病関係

18 - (1) 本県における水俣病対策の経過

年 月 日	事 項
昭和34年8月21日	出水保健所へ奇病猫発生の届出がなされる（本県での公式発見）
8月21日	水俣病対策要綱を制定する （出水市，出水郡医師会，漁協等の協力を得て，水俣湾周辺海域の漁獲物の県内への移入） （阻止，水俣湾周辺海域での操業自粛，一般消費者に対する啓発を行う）
35年2月 3日	第1回水俣病患者診査協議会（厚生省所管）で患者2名を発見
5月	出水市米ノ津，高尾野町，東町の住民を対象に毛髪水銀調査を開始する（～昭和38年）
43年5月	チッソ（株）水俣工場はアセトアルデヒドの製造を中止する
9月26日	厚生省が水俣病の原因はチッソ（株）水俣工場の排水中の有機水銀であることを政府統一見解として発表する
44年12月15日	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（旧法）が公布される（昭和45年2月1日施行）
12月20日	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく地域指定がなされる [鹿児島県；出水市]
45年1月21日	鹿児島県公害被害者認定審査会（旧法）を設置して認定業務を開始する
1月26日	第 1 回認定審査会を開催する
46年11月	不知火海沿岸地域住民を対象に健康調査を実施する（～昭和49年） （鹿児島大学医学部，出水郡医師会等の協力を得て実施） 第 1 次アンケート調査 ・ ・ ・ 78,644人 第 2 次検診調査 ・ ・ ・ 23,476人 第 3 次検診（精密検診） ・ ・ ・ 948人
48年10月 5日	公害健康被害の補償等に関する法律（新法）が公布される（昭和49年9月1日施行）
49年10月11日	鹿児島県公害被害者認定審査会（新法）を設置する
12月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業実施要綱を施行する 〔 答申保留者，経過観察者に対する医療費の自己負担分の助成 〕
51年 1月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業の対象者を認定申請後1年を経過している者に拡大する
52年	水俣湾堆積汚でい処理事業に関連して不知火海沿岸地域住民を対象に毛髪水銀調査を実施する〔 以後毎年度実施 〕
53年 1月 1日	水俣病要観察者等治療研究事業の対象者を認定申請後6か月を経過している者で，身体が一定の要件に該当する者に拡大する

年 月 日	事 項
11月15日	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法が公布される (昭和54年2月14日施行)
54年 6月18日	〔水俣病の認定申請を行っている者のうち、まだ処分を受けていない者は環境庁長官に対して認定申請をすることができる〕
58年	東町伊唐島の住民を対象に健康調査を実施する(～9月14日) 〔鹿児島大学医学部の協力を得て実施 第1次アンケート調査・・・322人 第2次検診調査・・・104人 第3次検診(精密検診)・・・10人〕
61年 7月29日	東町獅子島の住民を対象に集中検診を実施する 〔昭和61年度までに262人〕
平成3年 4月 1日	特別医療事業実施要綱を施行する
4年 6月29日	特別医療事業の対象者を昭和61年7月28日以前に水俣病認定申請を棄却された者まで拡大する
5年	水俣病総合対策医療事業実施要綱を施行する 〔特別医療事業を廃止する 特別医療事業適用者であった者については、水俣病総合対策医療事業開始と同時に適用者とする〕
7年 3月31日	水俣病総合対策健康管理事業を開始する 〔昭和43年12月31日以前に対象地域に居住し、かつ、現在も対象地域に居住している者に対する健康診査、健康指導を実施する〕
6月21日	水俣病総合対策医療事業の申請受付を締め切る 〔平成7年3月31日現在、水俣病認定申請を行っている者については、申請の棄却処分があった日又は申請を取り下げた日の翌日から起算して60日以内に限り申請ができる〕
12月15日	「水俣病問題の解決」についての連立与党案がまとまる
8年 1月22日	「水俣病問題の政府解決策」が閣議了解される
2月28日	政府解決策に基づき、(新)水俣病総合対策医療事業実施要綱を施行する 〔(旧)水俣病総合対策医療事業実施要綱を廃止する 同日、水俣病総合対策医療事業の申請受付を再開する 平成7年3月31日時点で水俣病認定申請を行っている者で、同日まで未処理分又は取り下げをしていない者についても受付期間内に申請をしなければならない〕
7月 1日	第1回水俣病総合対策医療事業判定検討会を開催する
9年 2月25日	水俣病総合対策医療事業の申請受付を締め切る 第13回水俣病総合対策医療事業判定検討会を開催する (申請に対して判定を全て終了する)

18 - (2) 認定申請・処分状況等の推移

年度	申請総数	取下げ等	認定者	棄却者	未処分者
34	1	0	1	0	0
43	3	0	0	0	3
44	7	0	4	3	3
45	0	0	0	2	1
46	19	0	2	0(2)	20
47	34	0	12	3	39
48	102	1	66	30	44
49	389	6	15	89	323
50	123	4	15	52	375
51	167	1	39	38	464
52	311	4	44	76	651
53	243	4	50	122(2)	720
54	199	8	27	148	736
55	161	11	23	170	693
56	292	6	20	181	778
57	185	5	19	204	735
58	209	10	22	196	716
59	301	7	26	209(1)	776
60	251	4	25	123	875
61	258	13	16	261	843
62	146	2	22	326	639
63	180	17	12	242	548
元	118	12	11	219	424
2	124	8	11	205	324
3	161	9	3	191	282
4	45	13	2	144	168
5	40	10	0	52	146
6	61	20	0	38	149
7	76	55	0	42	128
8	15	83	1	9(▲ 1)	51
9	9	2	0	45	13
10	1	0	0	9	5
11	42	0	1	35	11
12	8	0	1	7	11
13	79	2	0	33	55
14	2	3	0	44	10
15	4	0	0	6	8
16	575	5	0	4	574
計	4,941	325	490	3,558(6)	

() 書きは、当該年度において裁決等により取り消された件数であり、棄却者数に含まれている。

() は不服審査の裁決、▲は裁判所の判決)

18 - (3) 市町村別認定者数

(平成17年3月31日現在)

市町村名	出水市	阿久根市	東町	高尾野町	その他の県内	県外	計
認定者数	365	4	83	13	4	21	490
うち生存者数	147	1	26	4	1	13	192

18 - (4) 不服申立の状況

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（旧法）関係

年度	認定 申請 棄却数	審査 請求 件数	処理件数				
			取下	裁 決			
				却下	取消	棄却	計
45	2	2			2		2
46	0	0					
47	3	0					
48	30	3	1			2	2
49	70	47	4	1	1	41	43
50	2	6				6	6
51	0	0					
52	2	0					
53	3	1	1				
54	1	1				1	1
55	0	0					
56	0	0					
57	0	0					
58	0	0					
59	0	0					
計	113	60	6	1	3	50	54

- 1 裁決で取り消された3件については、その後、2件は認定、1件は棄却
- 2 棄却のうち1件は、平成8年度の福岡高裁での処分取消判決により認定

公害健康被害の補償等に関する法律（新法）関係

年度	認定 申請 棄却数	異議 申立 件数	処理件数					審査 請求 件数	処理件数				
			取下	決 定					取下	裁 決			
				却下	取消	棄却	計			却下	取消	棄却	計
49	19	0											
50	50	30				30	30	18	5		2	11	13
51	38	7				7	7	8	5			3	3
52	74	6				6	6	3	3				
53	119	14		1		13	14	11	7			4	4
54	147	5				5	5	6	2			4	4
55	170	9				9	9	4	3			1	1
56	181	8	1			7	7	2				2	2
57	204	5				5	5	2	1			1	1
58	196	3		1		2	3	1				1	1
59	209	5				5	5	3	3				
60	123	3				3	3	1				1	1
61	261	3		1		2	3	2		1		1	2
62	326	9				9	9	2				2	2
63	242	4				4	4	3	1			2	2
元	219	9				9	9	1				1	1
2	205	3		1		2	3	3	1			2	2
3	191	1				1	1	1				1	1
4	144	3				3	3	2				2	2
5	52	1				1	1	1				1	1
6	38	0						0					
7	42	0						0					
8	9	0						0					
9	45	0						0					
10	9	5				5	5	2					
11	35	10				8	8	0					
12	7	4		1		4	5	7					
13	33	18				19	19	1				1	1
14	44	22				22	22	31	1			1	1
15	6	11				9	9	2	2				
16	4	1				3	3	2	1			6	6
計	3,442	199	1	5	0	193	198	119	35	1	2	48	51

裁決で取り消された2件については、その後、認定

水俣病関係訴訟一覧

(平成17年3月末現在)

事件名	水俣病関西訴訟 (第1陣～第6陣)	熊本県知事の水俣病認定申請棄却処分取消請求事件 (抗告控訴)	水俣病加算金請求訴訟	水俣病認定業務に係る熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求事件	水俣病第3次訴訟 (第1陣)
原告	関西在住の水俣病認定申請者等 95人(本人58人) (本県関係者10人)	熊本県関係棄却者1名	鹿児島県水俣病出水の会	熊本県関係申請者 24人	水俣病認定申請者等 133人(本人63人) (本県関係者5人)
被告	国、熊本県 チッソ(株)	熊本県知事	国、与党三党 チッソ(株)	熊本県 国(S56.8.19追加提訴)	国、熊本県 チッソ(株)
提訴	昭和57年10月28日	平成13年12月19日	平成9年11月4日	昭和53年12月15日	昭和55年5月21日
請求の趣旨	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 18億9,596万円 包括一律請求 死亡者(重症) 5,000万円 その他の者 3,000万円	熊本県知事が行った水俣病認定申請棄却処分の取消	損害賠償請求 総額 1億5,000万円	損害賠償請求 総額 8,355万6千円 1人最高 484万8千円 最低 171万6千円	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 13億4,930万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用 胎児性患者 2,800万円
争点	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無	原処分が違法か否か	請求権の存否	認定業務の遅れが不作為違法に該当するか 不作為違法が賠償すべき不作為行為に該当するか	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無
裁判の状況	(一審) 大阪地裁 和解勧告: H4.12.7 結 審: H5.6.21 判 決 日: H6.7.11 判決内容 ・国及び県の国家賠償法上の責任は認められない。 ・チッソ(株)に水俣病を発生させた不法行為に基づく賠償責任あり。 ・原告らに総額2億7,600万円を支払え。 (控訴審) 大阪高裁 控 訴: H6.7.22 (チッソ) H6.7.25 (原告) 結 審: H12.7.25 判決日: H13.4.27 判決内容 ・国及び県の国家賠償法上の責任あり。 ・原告(一部を除く)に対して、総額8,800万円及びその利息を支払え。 ・チッソ(株)に水俣病を発生させた不法行為に基づく賠償責任あり。原告(一部を除く)に対して、総額3億1,950万円及びその利息を支払え。 (上告審) 最高裁 上 告: H13.5.11 (国,県) H13.7.6 (原告の一部) 判決日: H16.10.15 判決内容 ・国及び県の国家賠償法上の責任あり。 ・原告(一部を除く)に対して、総額7,150万円を支払え。 * 除斥期間の満了により原告8人の請求棄却	(一審) 熊本地裁 結 審: H11.9.17 判決日: H11.12.24 判決内容 ・原告の請求をいずれも棄却する。 ・加算金は、一時金の対象者個人への付加給付であり、団体である原告には加算金相当額の利益を受くべき法的地位も逸失利益もない。 控訴なし確定	(一審) 熊本地裁 結 審: S57.9.29 判決日: S58.7.20 判決内容 ・国、県は各原告らに合計2,827万円及びその利息を支払え。 (控訴審) 福岡高裁 控 訴: S58.7.21(国) S58.8.1(県) 判決日: S60.11.29 判決内容 ・認定業務の遅れは違法かつ知事に過失あり。 ・総額771万円(1人遅延1月5,000～2,500円)支払え。 (上告審) 最高裁第二小法廷 上 告: S60.12.4(国) S60.12.12(県) 判決日: H3.4.26 判決内容 ・知事の作為義務違反の認定に関する審理が不十分(破棄差し戻し) (差し戻し審) 福岡高裁 判決日: H8.9.27 判決内容 ・知事は通常期待される努力を尽くした。 (上告審) 最高裁第三小法廷 上 告: H8.10.10(原告) 判決日: H13.2.13 判決内容 ・差し戻し審判決は是認できる。 原告敗訴確定	(一審) 熊本地裁 結 審: S61.10.30 判決日: S62.3.30 判決内容 ・国及び県の責任あり。原告らに対し、総額6億7,430万円及びその利息を支払え。 ・国及び県は被害拡大防止義務を怠った。 ・水俣病は全身性疾患である。 (控訴審) 福岡高裁 控 訴: S62.4.8 (国,県,チッソ) 和解勧告: H2.10.12 結 審: H5.2.5 控訴取下げ(原告) H8.5.22	

事件名	水俣病第3次訴訟 (第2陣)	水俣病第3次訴訟 (第3陣～第16陣)	水俣病東京訴訟 (第1陣～第25陣原告の一部)	水俣病東京訴訟 (第1陣～第100陣)
原告	水俣病認定申請者等 232人(本人117人) (本県関係3人)	水俣病認定申請者等 1,223人(本人1,194人) (本県関係8人)	関東及び出水市等在住の水俣病認定申請者等 74人(本人64人) (本県関係64人)	関東及び出水市等在住の水俣病認定申請者等 379人(本人379人) (本県関係338人)
被告	国, 熊本県 チッソ(株)	国, 熊本県 チッソ(株)	国, 熊本県 チッソ(株)及びチッソ関連子会社3社	国, 熊本県 チッソ(株)及びチッソ関連子会社3社
提訴	昭和56年7月30日	昭和60年3月25日	昭和59年5月2日	昭和59年5月2日
請求の主旨	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 23億1,660万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 236億2,310万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 12億6,720万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 75億 420万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用
争点	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無
裁判	(一審) 熊本地裁 結 審: H4.9.21 判決日: H5.3.25 判決内容 ・国及び県の責任あり。 原告らに対し, 総額5億5,800万円及びその利息を支払え。 (控訴審) 福岡高裁 控 訴: H5.4.7 (国, 県, チッソ) 控訴取下げ(原告) H8.5.22	(一審) 熊本地裁 和解勧告: H2.10.4 訴訟取下げ(原告) H8.5.22	(一審) 東京地裁 結 審: H1.12.8 判決日: H4.2.7 判決内容 ・国及び県の国家賠償法上の責任は認められない。 ・チッソ(株)に過失責任あり原告らの一部に損害賠償額(400万円)を認容。 (控訴審) 東京高裁 控 訴: H4.2.14(チッソ) : H4.2.18(原告) 控訴取下げ(原告) H8.5.23	(一審) 東京地裁 和解勧告: H2.9.28 訴訟取下げ(原告) H8.5.23

事件名	水俣病京都訴訟 (第1陣～第10陣原告の一部)	水俣病京都訴訟 (第1陣～第12陣)	水俣病福岡訴訟 (第1陣～第5陣)	水俣病認定申請棄却処分取消請求事件 (抗告訴訟)
原告	京都等在住の水俣病認定申請者等 47人(本人46人) (本県関係9人)	京都等在住の水俣病認定申請者等 102人(本人102人) (本県関係17人)	福岡等在住の水俣病認定申請者等 49人(本人49人) (本県関係7人)	本県関係棄却者1人
被告	国, 熊本県 チッソ(株)及びチッソ関連子会社3社	国, 熊本県 チッソ(株)及びチッソ関連子会社3社	国, 熊本県 チッソ(株)及びチッソ関連子会社3社	鹿児島県知事
提訴	昭和60年11月28日	昭和60年11月28日	昭和63年2月19日	昭和53年11月8日
請求の主旨	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 9億1,080万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 20億1,960万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用	損害賠償請求 (国家賠償請求等) 総額 9億7,020万円 包括一律請求 患者1人 1,800万円 + 弁護士費用	知事が行った水俣病認定申請棄却処分の取消
争点	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無	国及び県の責任 原告らの水俣病罹患の有無	原処分が違法か否か
裁判の状況	(一審) 京都地裁 和解勧告: H2.11.9 結 審: H4.10.30 判 決 日: H5.11.26 判決内容 ・国及び県の国家賠償法上の責任あり。 原告らに総額1億9,300万円を支払え。 (控訴審) 大阪高裁 控 訴: H5.12.9 (国, 県, チッソ) H5.12.10 (原告) 訴訟取下げ(原告) H8.5.22	(一審) 京都地裁 和解勧告: H2.11.9 訴訟取下げ(原告) H8.5.22	(一審) 福岡地裁 和解勧告: H2.10.18 訴訟取下げ(原告) H8.5.22	(一審) 熊本地裁 結 審: S60.7.15 判決日: S61.3.27 判決内容 ・水俣病は全身性の中毒疾患である。 ・認定処分手続きは法の趣旨及び目的に照らし、違法かつ不当である。 (控訴審) 福岡高裁 控 訴: S61.3.29 結 審: H8.12.18 判決日: H9.3.11 判決内容 ・本件控訴は棄却する。 ・46年事務次官通知及び52年判断条件は、水俣病認定基準として、それ自体不合理であると評価することはできない。 ・審査会資料に表れた被控訴人に関する検診、審果によれば、被控訴人は概ね50パーセント以上の可能性をもって水俣病に罹患していると判断できたというべきである。 控訴せず原告勝訴確定 ・本県関係者1人については H9.3.26水俣病認定 訴訟取下げ H8.2.28 熊本県関係原告3人